

成田市営繕工事週休2日制適用工事 Q & A

Q 1 : 週休2日の対象期間が始まる現場着手日とは、本体工事に着手した日を指しますか。

A 1 : 現場着手日とは、本体工事のための準備工事（現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等）に着手する日となります。

Q 2 : 閉所日には、会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要がありますか？

A 2 : 週休2日制における「現場閉所」については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所とします。

Q 3 : 週休2日は月単位や週単位で達成する必要があるか。

A 3 : 対象期間全体において、現場閉所率又は平均休日率が基準値以上であれば達成となります。ただし、将来の担い手確保に向けた働きやすい職場環境づくりのため、試行の趣旨を考慮し、休日の確保に努めていただきますようお願いいたします。

Q 4 : 試行実施要領4の「巡回パトロールや保守点検等」として、どのような作業は認められますか。

A 4 : 災害の発生が予想される場合の予防作業、コンクリートの散水養生等、交通誘導警備などの作業。

Q 5 : 午前中は現場作業を行い、午後から閉所した場合の日数計上はどのようにしたらよいか？

A 5 : 1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態を「現場閉所」と考えます。時間に関わらず、作業を行った日は現場閉所日数として計上できません。

Q 6 : 降雨、降雪等天候不順による予定外の閉所はどのように扱うのか？

A 6 : 予め受発注者間で確認した予定日以外の閉所については、事前に監督職員に

報告することで閉所日とすることができます。やむを得ず当日になって閉所を決定した場合は、速やかに監督職員へ報告してください。当日の報告に遅延がみられた場合は、閉所日として日数計上することはできません。

Q 7 : 土日祝祭日の作業はできなくなるということか？

A 7 : この取組は、休日の作業を禁止するものではありません。やむを得ず休日作業を実施する場合は、閉所日を平日に振替えてください。

Q 8 : 週休2日制適用工事の契約締結後に受注者がやらなければならない作業、資料作成等について教えてください。

A 8 : 詳細は試行要領をご覧ください。主に以下の作業が必要です。

1. 受注者間で工事工程等を「工事打合せ簿」により共有。
2. 現場着手日及び現場完了日を記した「工事打合せ簿」により、監督職員と対象期間について協議。
3. 現場閉所予定日が確認できる「実施工程表」を提出
4. 工事看板等に週休2日制適用工事である旨の明示

Q 9 : 適用対象とされた工事について、達成できなかった場合において、不利益な扱いを受けることになるのか？

A 9 : 不利益な扱いを受けることはありません。

Q 10 : 現場代理人、主任（監理）技術者及び現場作業員が試行対象工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取扱いはどのようになりますか。

A 10 : 週休2日の達成状況については、試行対象工事単位で判断します。